

公害等調整委員会の動き (令和6年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
4月22日	令和4年(セ)第3号・令和5年(セ)第1号 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第7 回審問期日	東京都
6月4日	平成31年(セ)第4号 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害 等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
6月13日	令和4年(ゲ)第3号 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因 裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

令和6年4月26日受付

受付事件の概要

○ 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第5号)

令和6年4月17日受付

本件は、被申請人(建材等製造販売会社)の運営する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散した石綿粉じんにばく露したことにより、中皮腫に罹患し死亡するに至ったとして、その者の相続人である申請人らが、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計3300万円等の支払を求めるものです。

○ 横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第6号)

令和6年4月19日受付

本件は、被申請人(クリーニング店経営者)が申請人宅の南側にクリーニング業を営むために化石燃料を焚くボイラーを設置し、稼働させ、排気ガスによる悪臭を発生させたことにより、申請人は、長きにわたり日常生活において悪臭による苦痛を与えられ、コロナ禍では必要な換気ができず、エアコンのための電気代もかさんだとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金33万円の支払を求めるものです。

○ 東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第8号)

本件は、申請人の自宅兼店舗の隣に所在する被申請人が経営する店舗に設置されている換気扇及びダクトから発生する低周波音により、申請人は、耳鳴り、耳籠り、頭痛、首から上の腫れ及びしびれを感じ、低周波音を感じる場所では眠ることができず、その後、うつ病を発症して心療内科・精神科に通院し、抑うつ神経症と診断されるなど、精神的・肉体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金440万円等の支払を求めるものです。

○ 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第9号)

令和6年6月20日受付

本件は、被申請人(建物解体会社)が行った申請人ら宅の至近距離にある家屋の解体工事により、申請人らは、睡眠ができないほどの騒音、物が落下する程度の振動及び建材等のものと思われる悪臭の被害を受け、また、疾病療養が妨害されるだけでなく、血圧の上昇、動悸、睡眠不足、照度不足等の受忍限度を超える被害及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金合計90万円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第4号)

① 事件の概要

公害等調整委員会の動き

令和5年6月27日、千葉県流山市の住民1人から、流山市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が所管する申請人宅の西側にある道路の拡張工場の現場で重機等を稼働させたことにより、騒音・振動・粉じんを発生させている。申請人は、これらに長時間さらされたため、精神的苦痛により不安定狭心症を罹患し、また、長期間にわたる本工事のため、個人事業主として在宅で行う仕事が減り、収入が減少するなどの健康被害及び財産被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金4218万1702円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めましたが、令和6年4月15日、本件申請を棄却するとの決定を行い、本事件は終了しました。

○ 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件

（公調委令和4年（調）第6号）

① 事件の概要

令和4年10月28日、神奈川県横浜市の住民1人から、自宅南側に新幹線を走行させている鉄道会社を相手方（被申請人）として、公害等調整委員会に調停を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。

- ① 被申請人は、環境基本法等に定める適正な新幹線騒音対策を申請人宅において速やかに実施すること。

- ② 被申請人は、申請人に対し、令和5年1月1日から前項の対策の実施済みまで、1日当たり金1万円を支払うこと。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、被申請人が走行させている新幹線と申請人宅における騒音との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、5回の調停期日を開催するなど、手続を進めた結果、調停委員会は、公害紛争処理法第34条第1項の規定に基づき、30日以上の間を定めて当事者双方に調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年4月16日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案で合意が成立したものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和4年（ゲ）第5号）

① 事件の概要

令和4年5月18日、東京都港区の住民1人から、マンション上階の住民を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音・振動によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と、被申請人宅で発生する騒音・振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員

1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和6年4月26日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件
(公調委令和5年(ゲ)第11号)

① 事件の概要

令和5年12月1日、栃木県上三川町の住民1人から、飲食店経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた睡眠障害等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店の屋外照明から発せられる光及び排気ダクトからの騒音によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の進行協議期日を開催するなど、手続を進めましたが、令和6年5月16日、申請人から申請を取り下げの旨の申出があり、本事件は終結しました。

○ 武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件
(公調委令和4年(ゲ)第13号)

① 事件の概要

令和4年12月23日、東京都武蔵野市の住民1人から、近隣の住民2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた適応障害という健康被害は、被申請人ら宅に設置されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機から騒音・低周波音・振動を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と被申請人ら宅に設置されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機からの騒音・低周波音・振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和6年5月17日、本件申請は、公害紛争処理法第2条及び環境基本法第2条第3項に定める「公害」に係る紛争や公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法な申請で、その欠陥を補正することができないものであるから、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件
(公調委令和3年(セ)第7号・令和3年(ゲ)第12号・令和5年(調)第7号)

① 事件の概要

公害等調整委員会の動き

令和3年9月8日、品川区の住民1人から、申請人宅に隣接するアパートの所有会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、申請人宅に隣接する被申請人所有のアパートに設置されている換気扇等から発生している騒音・悪臭により、申請人は、動悸、耳鳴り、眩暈を症状とする睡眠障害による自律神経失調症を罹患し、また、換気扇からのタバコと柔軟剤が混ざった不快な臭気のため、騒音源に面した申請人宅6か所すべての窓を開けられずストレスを感じているとして、被申請人に対し、損害賠償金93万6360円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた動悸、耳鳴り、眩暈を症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害は、被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることによるものである、との裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和3年9月24日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が所有するアパートの設備からの騒音と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年4月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第7号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、7回の調停期日を開催しましたが、当事

者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和6年3月8日、調停を打ち切り、更に1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年5月21日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第5号）

① 事件の概要

令和6年4月25日、宮城県利府町の住民1人から、中華人民共和国を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた新型コロナウイルス感染拡大に基づく健康被害は、2016年頃から2019年11月頃にかけて、被申請人が、旧中国科学院武漢ウイルス研究所（通称）及び当該近郊地で新型コロナウイルス感染拡大を目的とした組織的かつ計画的な予備行為を為したことによるものであり、また、同時期に、被申請人が細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約第1条ないし第5条違反、生物の多様性に関する条約第3条違反並びに第19条第4項違反、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書第25条違反に基づく本件国際法違反を黙認して新型コロナウイルスを拡散させた中華人民共和国における形骸化された法治主義によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和6年5月28日、公害紛

争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第13号・令和6年(調)第3号)

① 事件の概要

令和3年9月24日、愛知県名古屋市の各種機械器具製造販売会社から、隣接する金属リサイクル会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人の本社における日々の業務や会議・商談の実施において、会話が聞き取れず、会議室や会議時間の変更を余儀なくされる等の業務上の支障・被害は、被申請人が本社兼工場において、取引先から大型トラックの荷台に鉄くず等を積載して工場内に搬入し、当該鉄くず等を荷台から工場敷地内に搬出するという業務工程において発生・拡散させた騒音によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が本社兼工場から鉄くず等を搬入・搬出する際に発生・拡散させた騒音と申請人が当該騒音により会議時間等の変更を余儀なくされる等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年4月23日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条

の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第3号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。裁定委員会は、同法第34条第1項の規定に基づき、30日以上期間を定めて当事者双方に対し調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年5月29日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案で合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項の規定により、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第7号・令和4年(ゲ)第8号)

① 事件の概要

令和4年9月29日、東京都江東区の住民1人から、申請人宅に隣接する印刷会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシが腐食したのは、被申請人が、申請人宅の隣に所在する印刷工場に設置した換気口から化学物質を含む空気を外部に排出・拡散させたことによるものであるとして、被申請人に対し、修繕費として損害賠償金126万8300円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシに腐食が生じたのは、被申請人が印刷工場から化学物質を排出・拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

公害等調整委員会の動き

その後、令和5年4月3日、責任裁定申請事件について、申請人により裁定を求める事項が変更されました(損害賠償金「129万300円」とする。)

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が印刷工場から排出・拡散させた化学物質と申請人宅に設置されているサッシの腐食との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、受命委員らによる現地調査を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めました。令和6年6月3日、本件申請は、不適法な裁定の申請であり、責任裁定申請については公害紛争処理法第42条の13第1項の、原因裁定申請については同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終了しました。

○ 神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 (公調委令和4年(ゲ)第11号)

① 事件の概要

令和4年11月15日、神奈川県葉山町の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた睡眠障害・圧迫感・頭痛・胸痛・耳の痛み・筋肉痛等の健康被害は、被申請人が被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めました。令和6年6月7日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、却下するとの決定を行い、本事件は終了しました。

○ 鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件

(公調委令和5年(調)第10号)

① 事件の概要

令和5年10月13日、福岡県久留米市の住民自治会から、佐賀県の環境施設組合を相手方(被申請人)として、佐賀県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請がありました。

- ・ 被申請人は、申請人との間で、環境保全(公害防止)協定を締結すること。

佐賀県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する福岡県知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和5年10月26日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年11月8日に本件を受け付けました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、2回の調停期日を開催するなど、手続を進めたものの、令和6年6月12日、調停委員会は、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切り、本事件は終結しました。